

# 水道行政の最近の動向



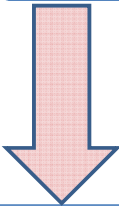
1

## 1. 新水道ビジョンの推進について

# 新水道ビジョンの策定

平成16年6月 水道ビジョンを策定

水道のあるべき将来像について、関係者が共通の目標を持ち、その実現に向けて取り組んでいくための具体的な施策や工程を示す。



～ 水道ビジョン(平成16年6月)の策定から8年以上が経過 ～

- 東日本大震災による水道施設の大規模な被災の経験
  - 人口減少社会の到来により事業環境が一層厳しくなる懸念
- 平成24年2月から新水道ビジョンの検討を開始

新水道ビジョン(平成25年3月公表)

## 【基本理念】

地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道

### 枚挙にいとまがない課題

- ・給水人口・給水量、料金収入の減少
- ・水道施設の更新需要の増大
- ・水道水源の水質リスクの増大
- ・職員数減少によるサービス水準の影響
- ・東日本大震災を踏まえた危機管理対策

### 取組みの方向性

### 方策推進の要素

- 安全**  
安全な水の供給
- 強靱**  
強靱な水道の構築
- 持続**  
持続性の確保

- 挑戦**  
将来の課題に挑戦する意識を持って取り組むこと
- 連携**  
関係者間の連携によって方策を推進すること

方策の推進

### 役割分担の明示

- ✓ 都道府県ビジョンの策定
- ✓ 水道事業ビジョンの策定

### 各種方策の推進(例)

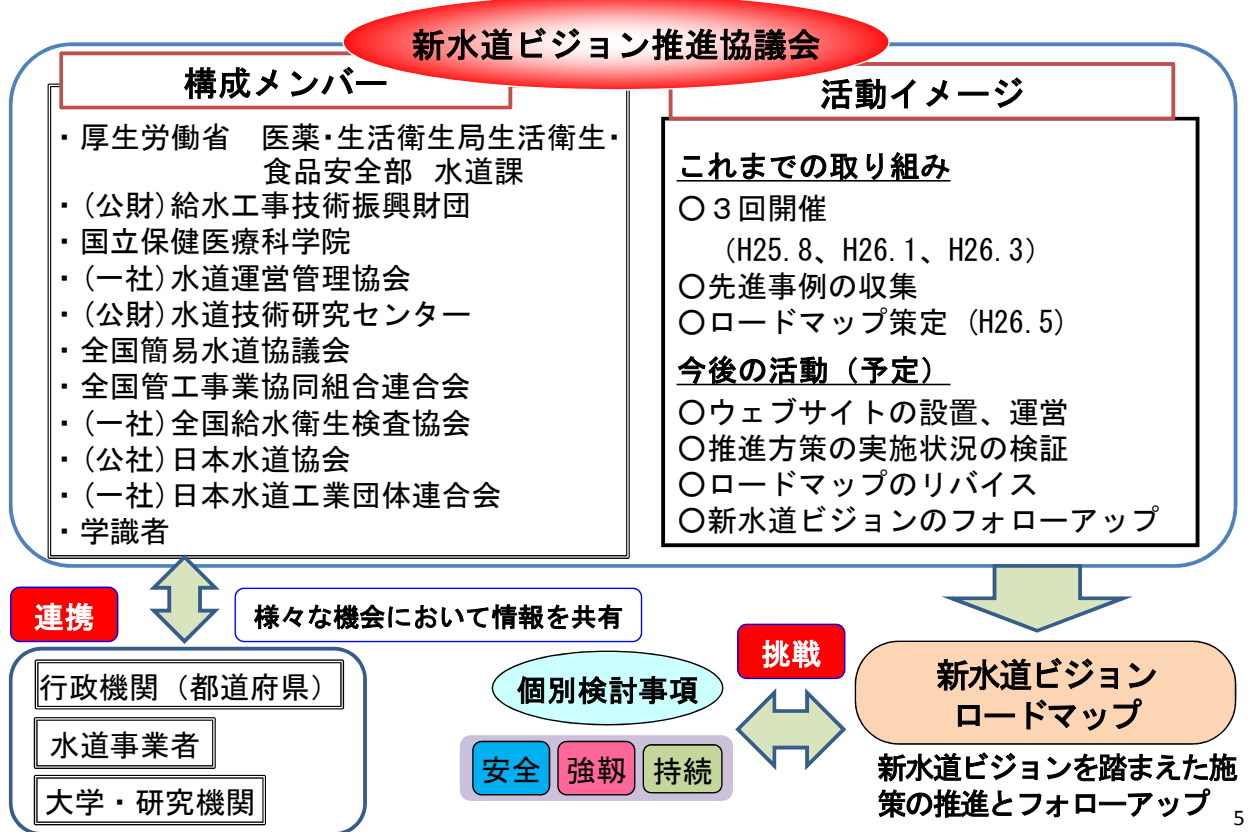
- ✓ アセットマネジメントの徹底
- ✓ 水道施設のレベルアップ
  - ・施設更新、耐震化
- ✓ 広域化・官民連携等による組織力アップ

# 新水道ビジョンの推進

	安全	強靱	持続
水道の理想像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して飲める水道</li> <li>・適正な水質管理体制</li> <li>・統合的アプローチによる対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理に対応できる水道</li> <li>・適切な施設更新、耐震化</li> <li>・被災してもしなやかに対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民から信頼され続ける水道</li> <li>・長期的に安定した事業基盤</li> <li>・人口減少社会を踏まえた対応</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">○「挑戦」の意識・姿勢</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">○関係者間の「連携」</div>		
当面の目標点	水道関係者の <b>連携</b> により、全ての水道が <b>安全な水</b> を確保	全ての水道事業者が、 <b>最重要給水拠点</b> に関する管路、配水池、浄水場の <b>耐震化</b> を完了	全ての水道事業者が、資産管理( <b>アセットマネジメント</b> )を実施
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 良好な<b>水源の保全</b>と確保</li> <li>○ <b>水源に応じた</b>水道施設の<b>整備</b></li> <li>○ 浄水処理における<b>水質管理</b></li> <li>○ 水質情報の需要への<b>広報・周知体制</b>の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全水道施設の耐震化を段階的に実施</li> <li>○ 災害時においても、<b>必要最小限の供給</b>を可能とするため、給水拠点となる施設の強化</li> <li>○ 災害時に関係者との<b>連携</b>による<b>応急給水・応急復旧</b>活動が展開できる給水手段の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道施設全体を細やかに管理・運営</li> <li>○ <b>老朽化施設の更新</b></li> <li>○ 持続的な経営に必要な<b>財政基盤の強化</b></li> <li>○ 基幹的な業務に携わる<b>専門性を有した職員</b>の確保</li> </ul>

# 新水道ビジョン推進協議会

新水道ビジョンに示された各種方策を推進するため、方策の実施主体となる関係者が実施状況を共有し、密接に連携するための枠組みとして開催。



## 新水道ビジョン推進に関する地域懇談会

### 1 開催概要

全国各地の水道事業者等による各種推進方策について、その取り組みの内容を都道府県及び水道事業の担当者らが情報共有するとともに、全国的に広くそれを発信して、地域内の連携を図り、新水道ビジョンに示した施策を積極的に推進することを目的とし、厚生労働省の主催で開催。

### 2 開催趣旨

各地域における先進的な取り組みを実施している水道事業者におけるキーマンをゲストスピーカーとして招聘し、話題提供をいただくとともに、比較的少人数でのフリーディスカッションを展開して、課題解決へのヒントを探る。

### 3 開催予定

全国各地区において順次開催。平成27年度には4箇所(北海道(9/9)、中部・北陸(11/18)、九州(1/8)、東北(1/26))にて開催。来年度も開催予定。



ゲストスピーカーのテーマごとに3コーナーに分かれてディスカッション(盛岡市にて)

## 2. 平成28年度予算案等

7

### 平成28年度水道施設整備関係予算案

(単位：百万円)

区 分	平成27年度 予 算 額 A	平成28年度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対 前 年 度 比 (%) B/A
水道施設整備費	( 72,516) 47,305	( 78,243) 48,884	1,579	103.3
水道施設整備費補助	( 28,856) 25,357	( 23,866) 20,366	△4,991	80.3
指導監督事務費等	( 100) 100	( 91) 91	△9	90.6
災害復旧費	( 561) 350	( 1,209) 350	0	100.0
耐震化等交付金	( 26,500) 5,000	( 38,000) 13,000	8,000	260.0
東日本大震災	( 16,498) 16,498	( 15,077) 15,077	△1,421	91.4
水道施設整備費 ※災害復旧費(東日本含む)を除いた場合	( 55,457) 30,457	( 61,957) 33,457	3,000	109.8

注1)：厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計。

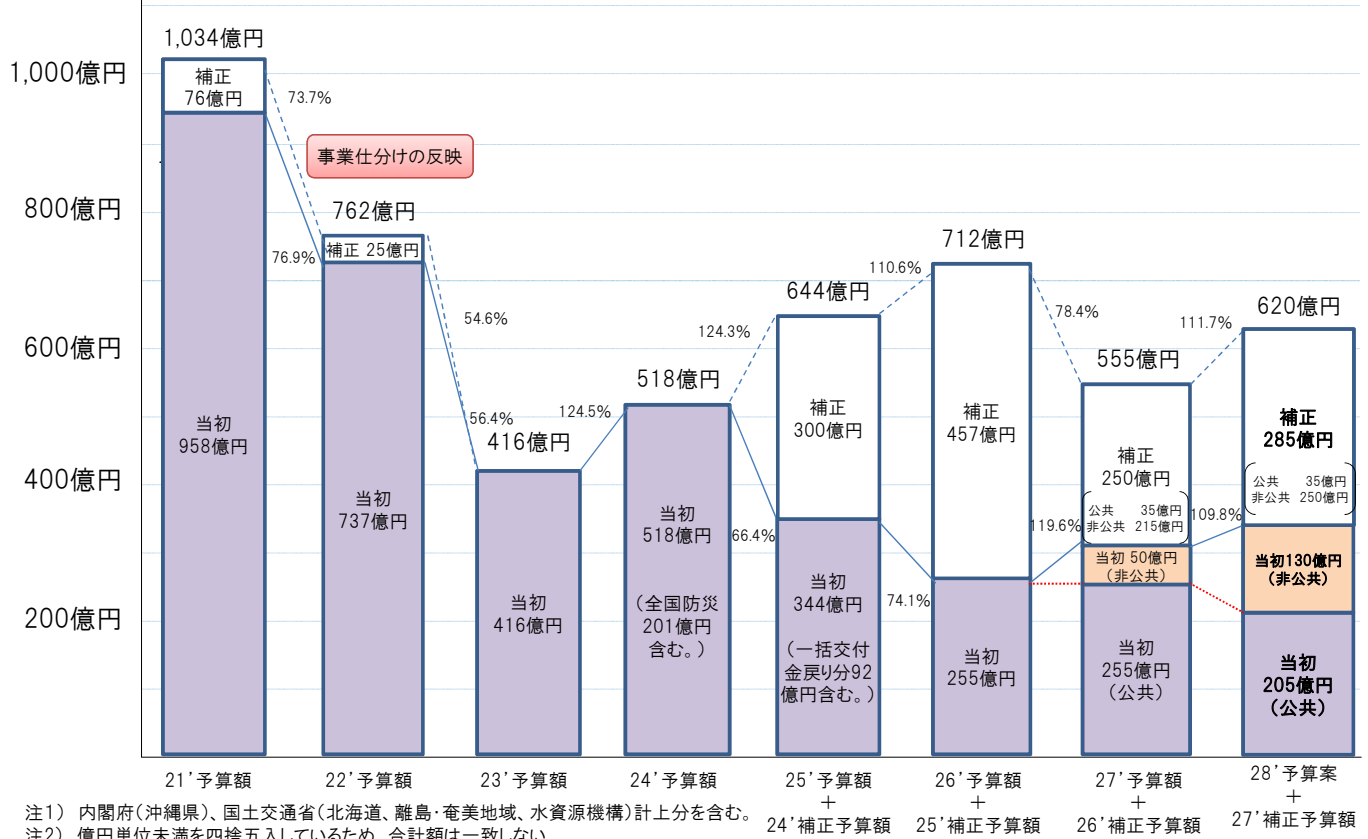
注2)：平成27年度予算額欄の上段( )書きは、平成26年度補正予算額を含む。

注3)：平成28年度予算案欄の上段( )書きは、平成27年度補正予算案を含む。

注4)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

8

## 水道施設整備費 年度別予算額推移 (平成21年度から平成28年度)



9

## 平成28年度水道施設整備関係予算案事業概要

### 1. 水道施設整備費補助

28年度予算案：205億円（うち厚生労働省計上分：107億円）

27年度予算額：255億円（うち厚生労働省計上分：146億円）

ダム等の水道水源開発、病原性原虫等の不安や異臭味被害等に対応した高度浄水施設の整備及び水道未普及地域の解消や地方生活基盤の充実等を図るための簡易水道の施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】都道府県、市町村、一部事務組合

【補助率】1/2, 4/10, 1/3, 1/4

### 2. 生活基盤施設耐震化等交付金（厚生労働省計上）

28年度予算案：130億円

27年度予算額：50億円

国民生活に密接に関係する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化を推進するとともに水道事業の広域化を推進し、水道施設の効率化や人員体制の集約化を図り水道事業体の運営基盤を強化するための施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【交付先】都道府県

【交付率】水道施設：1/2, 4/10, 1/3, 1/4

保健衛生施設等：3/4, 2/3, 1/2, 1/3, 定額

#### (参考) 平成27年度補正予算額

##### 水道施設の耐震化対策等

285億円

大規模災害においても、安定的に安全な給水が確保できるよう、耐震性が低く、法定耐用年数を超過している水道管路を耐震適合性のある管路に更新するとともに水源水質の変動に適切に対応できる高度浄水施設等の整備を緊急的に行う。

##### 水道施設災害復旧事業

9億円

平成27年9月に発生した大雨等により被災した水道施設の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。

### 3. 水道施設の災害復旧に対する支援【東日本大震災復興特別会計】（復興庁一括計上）

28年度予算案：151億円

27年度予算額：165億円

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成27年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助率】80/100~90/100（財政援助法による嵩上げ）、1/2

10

# 水道管路緊急改善事業について

## ■事業内容

水道の基幹管路(導水、送水、配水本管)のうち、耐震性能が低く、法定耐用年数40年を超過している管として蓋然性が高く更新すべき管種(以下、「緊急改善対象管路」という。)を、耐震性能が高い管種に置き換えるものを対象とする。

## ■緊急改善対象事業

緊急改善対象管路のうち、人口減少等により給水収益が減少することによって、水道料金収入だけでは老朽化施設の更新が期待できない水道事業及び水道用水供給事業を対象に財政支援。

【対象指標】水道料金、水道事業の投資余力(企業債残高比率)、料金回収率(給水収益/給水原価)、有収密度(給水人口/給水面積)等の指標を組み合わせて対象事業を選定

※ 簡易水道事業は、平成28年度末までの統合推進と併せたスケジュールで実施し、別スキームで支援するため、本事業から除外する。

### 耐震性の低い主な管種

① 鉄管



② 石綿セメント管



③ コンクリート管



④ 鉛管



⑤ 硬質塩化ビニル管(TS継手)



### 耐震性の高い管への更新を支援

◆生活基盤施設耐震化等交付金

#### 【内容】

都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき水道施設等の耐震化対策に要する経費の一部を交付。

#### 【対象施設】

上水道事業及び水道用水供給事業に係る施設

### 期待される効果

耐震性が低く、法定耐用年数を超過している水道管を緊急的に耐震適合性のある管路へ更新し、大規模地震等の際の断水リスクを減少させる。

## 3. 地方分権改革について



# 地方分権改革における水道法における水道事業等の認可権限移譲

## 1 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)

広島県、中国知事会等7団体から、都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するため、水道事業の認可に関する国の権限を都道府県へ移譲する提案が寄せられ、分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において対応方針を検討し、平成27年1月30日に、以下の対応方針が閣議決定された。

○対応方針

広域化等を推進する**水道事業基盤強化計画(仮称)**を策定した上で、**業務の監視体制を十分に整える都道府県**であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

(狙い) 意欲的な都道府県に対して水道事業の認可権限を移譲することで、老朽化施設の更新・耐震化、広域化の推進等による水道事業の基盤強化について都道府県の主導権発揮を促し、持続可能な水道事業運営の推進を図る。

## 2 水道事業基盤強化計画(仮称)の記載事項(案)

①**広域化等運営基盤の強化に向けた取組**、②**老朽化施設の計画的な更新及び耐震化の促進に向けた取組**、③**広域的な水質管理に向けた取組**、④①～③の取組の実効性を確保するための取組 について記載するものとする。

## 3 業務の監視体制の要件(案)

- ①専任職員が5名以上いること。
- ②専任職員に水道技術管理者又は水道技術管理者に準ずる者※を1名以上確保することを要件とする。

※「水道事業の認可・指導監督に従事した経験」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験」に加えて実務経験年数を数えた場合に水道技術管理者の資格要件を満たす者。

## 4 これまでの検討と今後のスケジュール

権限移譲の具体的な要件について、平成27年9月以降、水道事業基盤強化方策検討会(厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部長参集)において検討を進め、第3回水道事業基盤強化方策検討会(平成27年11月10日開催)において、上記2・3の方針が了承されたところ。今後はこの方針に沿い、政令改正を行う。

政令を年度内に公布し、平成28年度からの施行とする予定。

13

# 地方分権改革における水道事業の変更届出の簡素化について

## 1 地方自治体等からの提案

給水区域及び給水人口を変更する場合、事業変更の届出において、給水人口及び給水量を記載することとなっているが、**小規模な給水区域の変更**に限り、「**給水人口及び給水量の算出根拠**」の提出省略、または、「**水道事業等の認可の手引き**」において、**前回の水需要予測の結果を用いることのできるケース**として、「**小規模な給水区域の変更**」の明文化を求める提案が寄せられた。

関係府省の対応方針案をもとに、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において議論が重ねられ、平成27年12月22日に対応方針が閣議決定された。

## 2 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)

以下に掲げる要件を満たす給水区域の拡張に係る事業変更については、認可又は届出に係る水需要予測を簡素化できるよう、「水道事業等の認可の手引き」(以下「手引き」という。)を平成27年度中に改訂する。

- ・既存の給水区域が現行の手引きに規定する水需要予測の簡素化の要件に適合している。
- ・変更認可申請又は届出時の拡張給水区域の給水人口が100人以下である。
- ・拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。

## 3 今後の進め方について

対応方針の閣議決定を踏まえ、平成27年度中に「水道事業等の認可の手引き」を改訂し、水道事業者等に周知する。

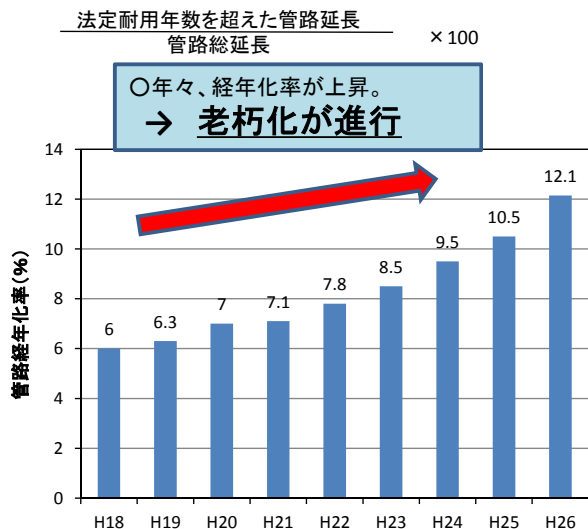
14

# 4. 水道施設の計画的更新・耐震化について

## 管路の老朽化の現状と課題

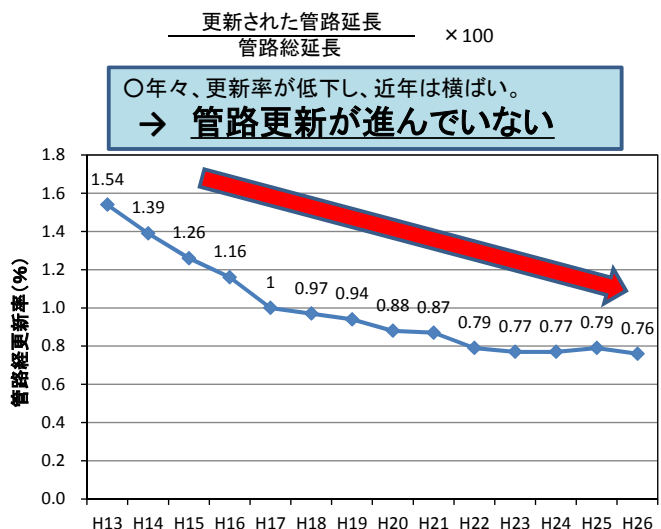
- 水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、**管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇すると見込まれる。**

管路経年化率(%)



H26年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	13.7%	8.9%	12.1%
更新率	0.83%	0.60%	0.76%

管路更新率(%)



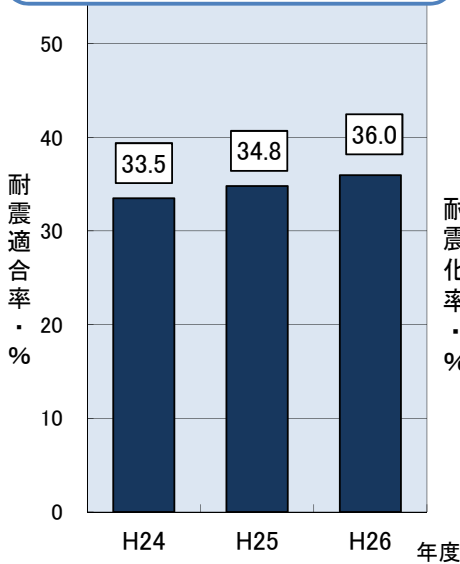
○H26年度の管路更新率0.76%から単純に計算すると、**全ての管路を更新するのに約130年かかると想定される。**



# 水道施設における耐震化の状況(平成26年度末)

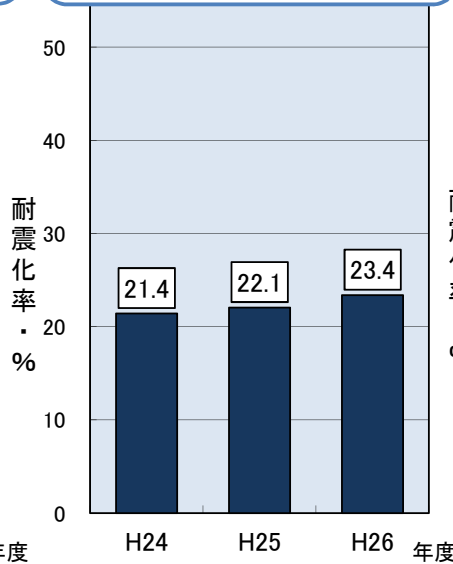
## 基幹管路

- 平成25年度から1.2ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。



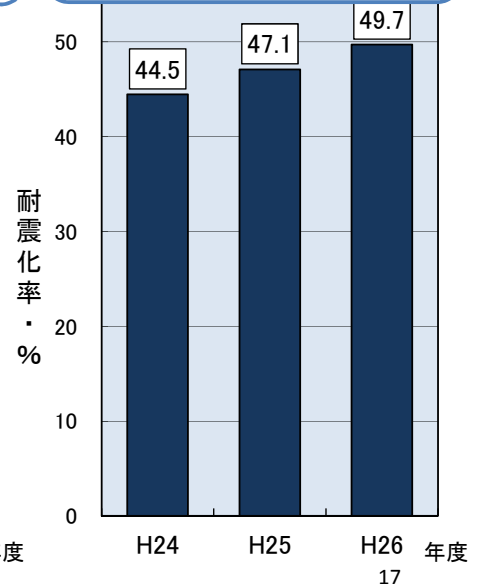
## 浄水施設

- 施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない。



## 配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。



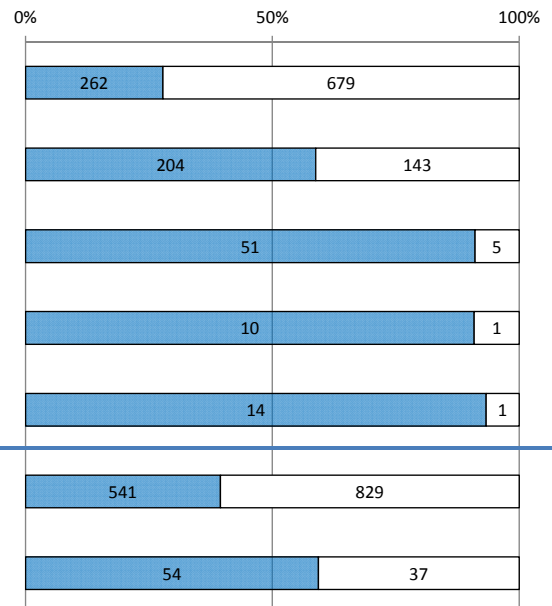
# 耐震化計画の策定状況(H26年度調査)

耐震化計画策定指針の策定を通じて、水道事業者の耐震化計画の策定支援を行っているものの、中小水道事業者を中心に耐震化計画策定率は低い状況にあり、水道施設の耐震化を全国的に進めていくためにも、策定率を向上していく必要がある。

## 基幹管路



## 水道施設(浄水施設・配水池)



計画策定済事業者の割合(数値は事業者数)



事業規模が小さいほど、耐震化計画の策定が進んでいない状況

# アセットマネジメントの推進

## アセットマネジメント

- 厚生労働省は、平成21年7月7日に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成。
- 中小規模の水道事業者においては、手引きが詳しいためすぐ実践するには活用しにくい面もあると考えられることから、アセットマネジメント実践のための「簡易支援ツール」を作成し、平成25年6月に公表。
- 全ての都道府県で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施し、水道事業者のアセットマネジメントへの取組を推進。
- アセットマネジメントの実施率は、平成24年の約3割から平成26年の約6割と増加。

### アセットマネジメントとしての水道施設の更新需要・財政収支の試算実施状況

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給	合計
H24	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H25	調査事業者数	958	209	144	57	26	92	1,486
	実施事業者数	348	145	126	53	26	69	767
	割合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100.0%	75.0%	51.6%
H26	調査事業者数	916	222	160	58	29	93	1478
	実施事業者数	413	171	146	54	29	73	886
	割合	45.1%	77.0%	91.3%	93.1%	100.0%	78.5%	59.9%
H25からH26への割合の伸び(ポイント)		8.8%	7.6%	3.8%	0.1%	0.0%	3.5%	8.3%

注)実施事業者数には実施中の事業者も含まれる

19

(平成27年1月末時点)

# 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日 閣議決定)

## 国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針。脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める。

(水道関係の記述)

- ◆ ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信)の管路や施設の耐震化、各家庭・地方公共団体等における飲料水等の備蓄、代替機能の確保を図る。

## 国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)

基本計画に記載されたプログラムごとの脆弱性評価、各プログラムの推進計画、プログラム推進のための主要施策の各事項を明らかにするもの。

(水道関係の記述)

- ◆ 耐震化を推進するとともに、都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進(業績指標)基幹管路の耐震適合率 34%(H24)→50%(H34)
- ◆ 各水道事業者が耐震化計画の策定を進め、これに基づいて基幹となる管路や配水池、浄水施設に加え、断水エリア、断水日数の影響が大きい施設、管路を優先して耐震化を進める。また、重要度の高い施設(病院、避難所等)を設定し、これらの施設への供給ラインから優先的に耐震化を実施する。
- ◆ 水道事業を経営する地方公共団体間における共同訓練等、応急給水の準備対応に資する連携強化、住民との訓練、避難所や応急給水場所の周知を図る。
- ◆ 自家発電設備等の整備促進、省電力化、配水池の増強、再生可能エネルギーの導入等を促進する。

## 5. 官民連携について

21

### 政府におけるPPP/PFI導入に向けた動き

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の  
取組方針について (H26.6.16 民間資金等活用事業推進会議決定)

- 向こう3年間(平成26～平成28年度末)を集中強化期間として、空港、水道、下水道、道路を重点分野とし、公共施設等運営権方式(コンセッション方式)の事業の数値目標を設定【上水道:6件】。

「日本再興戦略」改訂2015～未来への投資・生産性革命～

(H27.6.30 閣議決定)

- 既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みの検討。
- 公共施設等運営権方式を推進する観点からも、事業の効率性を高める必要があることから、水道事業の広域化を含む基盤強化を更に推進するための施策を検討。

経済財政運営と改革の基本方針2015

(H27.6.30 閣議決定)

- 民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速。

22

# 厚生労働省における官民連携推進のための取組

## 1. 地方公共団体及び民間事業者等への働きかけ

### ○水道分野における官民連携推進協議会の開催

- ・平成27年度は、富山(7/28)、東京(10/2)、大阪(12/4)、広島(2/5)の4か所で開催。

### ○「水道事業における官民連携に関する手引き」の作成(平成26年3月)

- ・従来のPFI導入検討の手引き等を再編し、コンセッション方式の導入に向けた検討にかかる内容等の充実を図った。



昨年度の模様  
(仙台会場)

## 2. 平成27年度予算における支援措置

コンセッション方式を活用した事業を官民連携等基盤強化の方策の一つとして、事業実施に向けて具体的な検討を行う段階の案件を対象として、以下の支援事業を平成27年度から開始。

- 地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業  
(生活基盤施設耐震化等交付金 50億円の内数、交付率1/3、実施主体:地方公共団体)
- 地方公共団体での官民連携の検討を促進させるため、コンサルタントによる助言等を実施  
(官民連携等基盤強化支援事業費 0.1億円、実施主体:国)

## 3. 水道施設整備におけるPFI事業への対応

- 従来は、BTO方式のみ対象としていたところであるが、平成27年度より水道施設整備費補助及び生活基盤施設耐震化等交付金において、BOT方式も対象に拡大。

23

# 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針

### 【概要】

- 平成27年12月15日、民間資金等活用事業推進会議で決定。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太方針)」(平成27年6月30日閣議決定)を踏まえて、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針を策定。
- 平成27年12月17日付にて、内閣府・総務省の連名により各都道府県等PFI担当部長あて通知。
- 平成27年12月18日付にて、厚生労働省水道課より各都道府県水道行政担当部局、各水道事業者等あて依頼。

### 【対象事業主体】

- 国、地方公共団体、公共法人(独法、公社等)

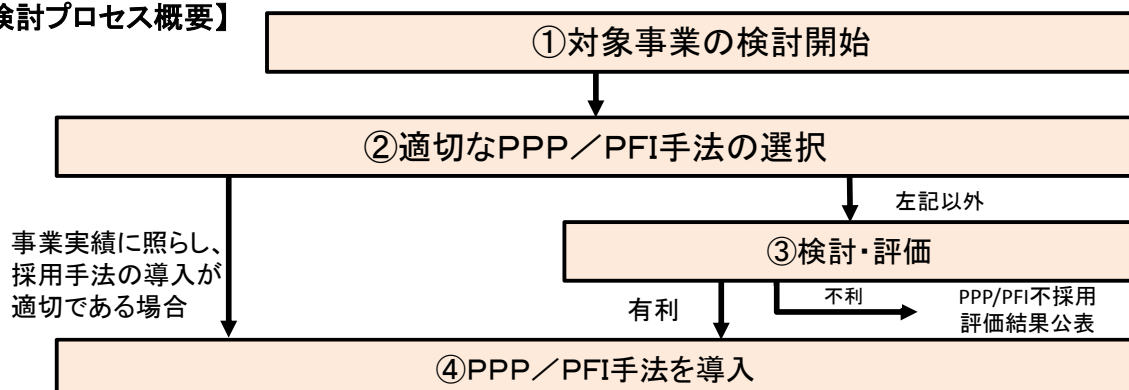
### 【対象施設】

- 公共施設等(例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舍、公営住宅、学校等を含む。)

### 【対象事業】

- 整備等(例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。)

### 【検討プロセス概要】



24